

くまもと緑・景観協働機構 沿道緑化モデル助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県土の総合的な緑化を推進する一環として道路沿いの民有地の緑化のうち奨励モデルとなるものを選定し、その緑化において必要な費用に対し助成する沿道緑化モデル助成事業（以下「助成事業」という。）について必要な事項を定めるものである。

（助成対象）

第2条 助成事業の対象は、沿道の民有地を新たに他の模範となるような形で緑化しようとする法人（国及び地方公共団体並びにこれらによって設立され別表1の基準に該当するものを除く。）及び個人（任意団体を含む）とする。

2 助成事業の対象となる事業は、前項の法人又は個人が、熊本県内の市街化区域又は用途地域、県・市町村の景観計画で定められた重点地域又は特定施設届出地区、あるいは市町村が景観形成のため沿道緑化が必要と推薦する区域で、会長が認める区域内の国道、県道又は市町村道に沿った民有地の店舗、事業所、工場、住宅等を緑化する事業とする。

なお、事業の実施は助成決定後に行うもので、会長が定める期限までに完了するものとする。

（助成の内容）

第3条 助成事業は、助成金を交付することによって行う。

2 助成対象経費並びにこれに対する助成率及び助成限度額は、助成対象経費の総額から他の助成交付金額を差し引いた額を助成対象額とし、次の表に定めるとおりとする。

ただし、助成金の金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

助成対象経費	助成率・助成限度額
(1) 樹木、苗木や芝（以下「樹木等」という。）の購入費 (2) 樹木等の植栽に必要な土、支柱等の資材の購入費 (3) 樹木等の植栽に必要な工事費 (4) その他植栽に必要と認められる経費	助成対象額（※1）の1/2で50万円を限度とする。 （※1）助成対象額は左の助成対象経費の総額から他の助成交付金額を差し引いた額とする。

（助成の申請）

第4条 会長は、必要と認める時期に助成事業に関する募集を行うものとする。

2 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の募集において定められている期日等に従い、沿道緑化に関する事業を行う前に沿道緑化モデル助成金交付申

請書（別記様式第 1 号）（以下「申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）沿道緑化事業計画書（別記様式第 2 号）

※植栽する樹木について、募集要領別表“「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧”の「支援対象」に該当しないが、地域的特性に応じたものを希望する場合は、市町村と協議し、認められたものを対象とする。

その際は、「特例樹木」推薦状（参考様式 2）を添付すること。

（２）事業場所の位置図

当該事業場所が支援対象区域であること及び国道、県道又は市町村道に沿った民有地であることが分かるもの

（３）事業実施場所の所有者であることを証する書類

（４）見積書及び見積額の根拠となる資料

（５）樹木等を植栽する土地の現況が分かる写真（４方向から写したもの）

（６）樹木等の植栽の計画図及び付近見取り図（植栽の位置を示したもの）

（７）法人にあっては、法人税等の納税証明書、個人にあっては、住民税等の納税証明書

（８）その他会長が必要と認める書類

4 第 2 条第 2 項の「市町村が景観形成のため沿道緑化が必要と推薦する区域で、会長が認める区域」での申請の場合は市町村と機構事務局での事前協議を要することとする。

【「市町村が景観形成のため沿道緑化が必要と推薦する区域」の場合】

事前協議及び市町村からの推薦状（参考様式）の提出を要する。

《添付書類》

① 沿道緑化が必要と推薦する区域を示す地図

② 推薦する区域に関する緑化計画書（計画図含む）

③ 推薦する区域の現況写真（実施場所を含む）

（助成の決定）

第 5 条 会長は、前条第 2 項の申請書を受理したときは、その内容が沿道緑化の県下の奨励モデルとなり得るか審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、沿道緑化モデル助成金交付決定通知書（別記様式第 3 号）（以下「助成決定通知書」という。）により申請者に対し通知するものとする。

3 会長は、第 1 項の交付の決定に当たって、別表 2 に定める条件を付すものとする。

（助成事業の内容等の変更）

第 6 条 申請者は、前条の通知を受けた後、助成の決定を受けた事業（以下「助成対象事業」という。）の実施において次の変更事由が生じた場合、あるいは事業を中止する場合は速やかに沿道緑化モデル助成事業変更等承認申請書（別記様式第 4 号）（以下「変

更等承認申請書」という。)を会長に提出しなければならない。

なお、助成金額の増額は認めない。

(1) 助成対象事業の主要部分の変更

(2) 助成対象経費の20%を超える変更

2 前項の変更等承認申請書には、事業内容の変更・中止に係る書類(見積書・図面等)を添付しなければならない。

3 会長は、第1項の変更等承認申請書を受理したときは、審査の上、決定内容を申請者に対し通知するものとする。

4 前項の規定による決定通知は、次の様式により行うものとする。

(1) 助成金を交付しないとき

沿道緑化モデル助成金交付取消通知書(別記様式第5号)

(2) 助成金は交付するがその額に変更を生じるとき

沿道緑化モデル助成金変更決定通知書(別記様式第6号)

(3) 助成金の額に変更を生じないとき

沿道緑化モデル事業計画変更承認通知書(別記様式第7号)

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条による通知に係る助成金の交付決定の内容又は付された条件に不服があるときは、当該交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に取り下げることができる。

(助成事業の遂行)

第8条 助成対象事業を行う者(以下「助成対象事業者」という。)は、各申請書及び助成決定通知書等に記載された内容に従い、助成事業を行わなければならない。

(完了の届出)

第9条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに沿道緑化モデル助成事業完了届(別記様式第8号)(以下「事業完了届」という。)を会長に提出しなければならない。

2 前項の事業完了届には、以下の書類を添付しなければならない。

(1) 事業関連写真(購入物、作業風景、実施後の写真(全体写真と沿道から撮影した写真を必ず含むこと。))

(2) 助成対象事業に係る工事請負契約書又はそれに類するものの写し

(3) 助成対象事業に係る領収書又は請求書の写し(明細が記載されているもの)

(4) 沿道緑化を実施した感想を記載した書類

※(3)について、請求書の写しのみの提出の場合は、後日領収書の写しの提出を求めるものとする。

（完了届の審査等）

第10条 会長は、前条の事業完了届を受理したときは、速やかに事業完了届の審査を行うとともに、現地での検査を行うものとする。

2 前項の審査又は検査の結果、助成対象事業者が実施した事業の内容が各申請書及び助成決定通知書等に記載された内容に適合していないと認めたときは、助成対象事業者に対し指導するものとする。なお、指導に応じない場合は助成金の交付決定を取り消すものとする。

（助成金の額の確定等）

第11条 会長は、前条第1項の審査及び検査の結果、助成対象事業者が実施した事業の内容が各申請書及び助成決定通知書等に記載された内容に適合していると認めたときは、助成金の額を確定し、沿道緑化モデル助成金交付確定通知書（別記様式第9号）により当該助成対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた助成対象事業者は、沿道緑化モデル助成金請求書（別記様式第10号）を会長に提出するものとする。

3 会長は、前項の請求書により助成金の支払を行うものとする。なお、振込手数料は申請者負担とする。

（交付決定の取消等）

第12条 会長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。この場合において当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2）助成金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

（3）故意又は重大な過失により緑化施設が滅失したとき。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年（2009年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年（2011年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成24年（2012年）4月26日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成25年（2013年）4月12日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年（2016年）5月31日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成30年（2018年）10月23日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年（2019年）年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年（2020年）4月28日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和3年（2021年）4月26日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和4年（2022年）5月6日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和5年（2023年）4月27日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和6年（2024年）8月20日から施行する。

別表1（第2条関係）

- | |
|--|
| 1 当該法人の基本財産や資産のうち、国及び地方公共団体が拠出している総額の割合が2分の1を超えるもの |
| 2 当該法人の当期の収入額のうち、国及び地方公共団体が拠出している総額の割合が2分の1を超えるもの |
| 3 法人税等を滞納している法人及び住民税を滞納している個人 |

別表2（第5条、第14条第6項関係）

- | |
|--|
| 1 事業の実施にあたっては、事故等のないよう、十分に周囲への注意を払い行うこと。 |
| 2 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。 |

- 3 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。
- 4 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせた場合には適切な対応を行うこと。
- 5 助成を受けて植栽及び管理を行っている土地には、くまもと緑・景観協働機構の助成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。
- 6 その他会長が必要と認める条件

(参考様式)

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

市町村名

沿道緑化モデル助成事業「市町村推薦区域」推薦状

当該地域は、景観形成のため沿道緑化が必要とする区域として下記のとおり推薦します。
記

1 概要

① 沿道緑化を必要とする区域の名称・所在地	
② ①の当該区域の面積または沿道距離	
③ 当該区域における緑化や景観上の規定等	
④ ①の区域を推薦する理由	

上記②～④については、別添資料添付でも可。

2 担当者連絡先

- ① 担当者の所属
- ② 担当者の氏名
- ③ 担当者の連絡先(電話・FAX・電子メールなど)

3 添付書類

- ① 沿道緑化が必要と推薦する区域を示す地図
- ② 推薦する区域に関する緑化計画書(計画図含む)
- ③ 推薦する区域の現況写真(実施場所を含む)

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

〒
住 所
氏 名
電 話

沿道緑化モデル助成金交付申請書

次のとおり、沿道の緑化事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請概要

緑化する施設の名称・所在地	
緑化面積	m ²
実施（工事）予定期間	年 月 日～ 年 月 日

2 助成金申請額 円

※下記の助成対象額（③）の1／2以内の額、但し千円未満は切り捨て

助成対象経費の総額（総事業費）…①	円
他（市町村等から）の助成交付金額…②	円
助成対象額（③＝①－②）	円

3 担当者連絡先

- ① 担当者の所属
- ② 担当者の氏名
- ③ 担当者の連絡先（電話・FAX・電子メールなど）

4 添付書類

- ① 沿道緑化事業計画書（別記様式第2号）
※植栽する樹木について、別表“「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧”の「支援対象」に該当しないが、地域的特性等に応じたものを希望する場合は、市町村と協議のうえ、（参考様式2）を添付してください。
- ② 事業場所の位置図
当該事業場所が支援対象区域であること及び国道、県道又は市町村道に沿った民有地であることが分かるもの
- ③ 事業実施場所の所有者であることを証する書類
- ④ 見積書及び見積額の根拠となる資料
- ⑤ 樹木等を植栽する土地の現況が分かる写真（4方向から写したもの）
- ⑥ 樹木等の植栽の計画図及び付近見取り図（植栽の位置を示したもの）
- ⑦ 法人にあっては、法人税等の納税証明書、個人にあっては、住民税等の納税証明書

沿道緑化事業計画書

施設名	
施設の種類	☐ 店舗 ☐ 工場 ☐ 医療施設 ☐ 社会福祉施設 ☐ 学校 ☐ 住宅 ☐ その他（ ） ☐ 新設建築物 ☐ 既存建築物
施設の概要	敷地面積 m ² 建築面積 m ² 階数 階
緑化面積	m ²
緑化事業概要	植栽 高木 種 本 (主な樹種名) 中木 種 本 (主な樹種名) 芝 m ² (主な樹種名) 樹木等の植栽に必要な工事（ブロック塀等取り壊しなど） m ² (工事内容) ※植栽する樹木について、別表“「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧”の「支援対象」に該当しないが、地域的特性等に応じたものの希望する場合は、市町村と協議のうえ、（参考様式２）を添付してください。
緑化の目的	
緑化場所の利用方法	① 該当する項目に○を付けてください。 ・ 大部分の緑化場所が不特定多数の人々に利用される ・ 一部の緑化場所が不特定多数の人々に利用される ・ 不特定多数の人々への利用を予定していない ② 不特定多数の人々の利用方法についてご記入ください。
緑化場所の公開性	① 該当する項目に○を付けてください。 ・ 大部分の緑が不特定多数の人々の目に触れる ・ 一部の緑が不特定多数の人々の目に触れる ・ 不特定多数の人々の目に触れにくい ② どのように不特定多数の人々の目に触れるかご記入ください。
植栽後の管理方法及び管理体制	

(参考様式2)

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

市町村名

沿道緑化モデル助成事業「特例樹木」推薦状

当該申請者が植栽する樹木について、協議の結果、地域の沿道緑化にふさわしいものとして、下記のとおり認めることとします。

記

1 概要

① 申請者名	
② 緑化する施設の名称・所在地	
③ ②に植栽する樹木の種類・本数	
④ ②の種類の樹木の使用を認める理由	

上記③、④については、別添資料添付でも可。

2 担当者連絡先

- ① 担当者の所属
- ② 担当者の氏名
- ③ 担当者の連絡先(電話・FAX・電子メールなど)

(申請者) 様

くまもと緑・景観協働機構
会長

沿道緑化モデル助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました沿道緑化モデル事業に係る助成金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 対象施設

3 助成の条件

- (1) 事業の実施にあたっては、事故等のないよう、十分に周囲への注意を払い行うこと。
- (2) 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。
- (3) 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。
- (4) 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせた場合には適切な対応を行うこと。
- (5) 助成を受けて植栽及び管理を行っている土地には、くまもと緑・景観協働機構の助成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。

4 留意事項

- (1) 申請書及び本通知書の内容に準じて事業を行ってください。
但し、①助成対象事業の主要部分の変更、又は②助成対象経費の20%を超える変更のいずれかが生じた場合、あるいは事業を中止する場合は事前に連絡の上、沿道緑化モデル助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）と添付書類を機構事務局へ提出してください。なお、助成金額の増額は認めません。
- (2) 事業完了後、速やかに沿道緑化モデル助成事業完了届（別記様式第8号）（以下「事業完了届」という。）と添付書類を機構事務局へ提出してください。
- (3) 助成金は、助成の目的以外に使用しないでください。
- (4) 助成金交付決定額は、申請書に基づく予定額であり、事業完了届及び現地検査結果に基づく助成金額確定等で変更になることがあります。

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

〒
住 所
氏 名
電 話

沿道緑化モデル助成事業変更等承認申請書

年 月 日付けくま緑景第 号で助成金交付決定の通知がありました
沿道緑化モデル事業について、次のとおり変更・中止したいので、関係書類を添えて申請
します。

記

1 変更・中止の理由及び内容

2 添付書類

- ① 事業内容の変更・中止に係る書類（見積書、図面等）

別記様式第5号

くま緑景第 号
年 月 日

(申 請 者) 様

くまもと緑・景観協働機構
会長

沿道緑化モデル助成金交付取消通知書

年 月 日付けくま緑景第 号で交付決定を通知しました沿道緑化モデル
助成金については、下記理由により交付を取り消しましたので通知します。

記

【取消理由】

くまもと緑・景観協働機構
会長

年 月 日付けで変更承認申請のありました沿道緑化モデル事業については下記のとおり承認しましたので通知します。

- (1) 申請書、変更承認申請書及び本通知書の内容に準じて事業を行ってください。
但し、①助成対象事業の主要部分の変更、又は②助成対象経費の20%を超える変更のいずれかが生じた場合、あるいは事業を中止する場合は事前に連絡の上、沿道緑化モデル助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）と添付書類を機構事務局へ提出してください。なお、助成金額の増額は認めません。
- (2) 事業完了後、速やかに沿道緑化モデル助成事業完了届（別記様式第8号）（以下「事業完了届」という。）と添付書類を機構事務局へ提出してください。
- (3) 助成金は、助成の目的以外に使用しないでください。
- (4) 助成金交付決定額は、申請書に基づく予定額であり、事業完了届及び現地検査結果に基づく助成金額確定等で変更になることがあります。

くま緑景第 号
年 月 日

(申 請 者) 様

くまもと緑・景観協働機構
会長

沿道緑化モデル事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました沿道緑化モデル事業については下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 今回内容変更を承認する事業

2 変更点

3 助成の条件

- (1) 事業の実施にあたっては、事故等のないよう、十分に周囲への注意を払い行うこと。
- (2) 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。
- (3) 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。
- (4) 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせた場合には適切な対応を行うこと。
- (5) 助成を受けて植栽及び管理を行っている土地には、くまもと緑・景観協働機構の助成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。

4 留意事項

- (1) 申請書、変更承認申請書及び本通知書の内容に準じて事業を行ってください。
但し、①助成対象事業の主要部分の変更、又は②助成対象経費の20%を超える変更のいずれかが生じた場合、あるいは事業を中止する場合は事前に連絡の上、沿道緑化モデル助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）と添付書類を機構事務局へ提出してください。なお、助成金額の増額は認めません。
- (2) 事業完了後、速やかに沿道緑化モデル助成事業完了届（別記様式第8号）（以下「事業完了届」という。）と添付書類を機構事務局へ提出してください。
- (3) 助成金は、助成の目的以外に使用しないでください。
- (4) 助成金交付決定額は、申請書に基づく予定額であり、事業完了届及び現地検査結果に基づく助成金額確定等で変更になることがあります。

別記様式第8号

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様〒
住 所
氏 名
電 話

沿道緑化モデル助成事業完了届

下記のとおり沿道緑化モデル事業を実施しましたので報告します。

なお、当完了届の内容及び写真を貴機構のパンフレットやホームページなどに掲載されることを承認します。

記

1 実施概要

緑化した施設の名称・所在地	
緑化面積	m ²
実施（工事）期間	年 月 日～ 年 月 日 (植栽工事等、一連の作業が完了した日をご記入ください。)
植栽した樹木等の品名、規格、本数	
助成金交付決定額	円
総事業費	円
市町村等からの助成交付額	円

2 添付書類

- ① 事業関連写真（購入物、作業風景、実施後の写真（全体写真と沿道から撮影した写真を必ず含むこと。））
- ② 助成対象事業に係る工事請負契約書又はそれに類するものの写し
- ③ 助成対象事業に係る領収書又は請求書の写し（明細が記載されているもの）
- ④ 沿道緑化を実施した感想を記載した書類

※③について、請求書の写しのみの提出の場合は、後日領収書の写しを提出してください。

くまもと緑・景観協働機構
会長

年 月 日付けで事業完了届のありました沿道緑化モデル助成金については、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1 対象施設

2 交付決定年月日 年 月 日

3 助成金交付決定額 _____ 円

4 助成金交付確定額 円

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

〒
住 所
氏 名
電 話

印

沿道緑化モデル助成金請求書

年 月 日付けくま緑景第 号で交付額確定のあった沿道緑化モデル助成金は次のとおり請求します。

なお、振込手数料については、助成金から差し引いてください。

助成金額 円

【振込先】

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

※ 必ずフリガナを記入してください。